

平成 28 年 6 月 17 日

お 客 様 各 位

上 光 証 券 株 式 会 社
代表取締役社長 松 浦 良 一

弊社に対する北海道財務局長からの業務改善命令について

平成 28 年 6 月 10 日、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、弊社に対する行政処分を行うよう勧告が行われておりましたが、本日、北海道財務局長より「業務改善命令」を受けましたことをお知らせいたします。

業務改善命令を受けたことにつきまして、お取引をいただいているお客様をはじめ関係者の方々に多大なるご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

業務改善命令の内容等は以下のとおりでございます。

業務改善命令の内容

- ① 顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。
- ② 本件及び平成 28 年 2 月 26 日付の業務改善命令に係る法令違反行為を踏まえた上で、改めて金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、再発防止策を策定し、着実に実施すること。
- ③ 本件に係る責任の所在の明確化を図ること。
- ④ 上記の対応・実施状況について、平成 28 年 7 月 19 日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

弊社として、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、現在進めております経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢の整備を迅速に完了させる所存でございます。

併せて弊社は今回の行政処分の対象となった 3 つの私募債券（「メディカルナース債」、「エバートラスト債」、「プライオール債」）について、上記の各態勢整備が終了するまでは新規の取扱いを行わないこととします。

なお、各債券の既発分については期日に償還される見込みであります。

弊社として再度指摘を受けることのないよう、全社あげて各態勢を整備する所存でございますので、従前には変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

< 本件に関するお問合せ先 >

上光証券株式会社 監査部

電話 (011) 221-8365